

長野市都市計画マスタープラン(案)・長野市立地適正化計画(案)に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

都市計画マスタープラン

将来においても持続可能な都市の実現に向けて、**市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画**です。概ね20年後の都市の姿を見据え、地域特性に即した将来像を描いた、まちづくりの指針となるものです。

【都市計画法第18条の2】

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発、保全の方針に即し、当該**市町村の都市計画に関する基本的な方針**を定めるものとする。

※「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を都市計画運用指針にて「**市町村マスタープラン**」と読み替え

立地適正化計画

都市計画マスタープランのアクションプランとして、**居住や都市機能が適切に配置されたコンパクトな都市の実現に向けた計画**です。居住や生活利便施設など都市機能の誘導を図る区域とその誘導指針及び防災指針などを定めます。

【都市再生特別措置法第81条】

市町村は、単独で又は共同して、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、**住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画**（以下、「**立地適正化計画**」という。）を作成することができる。

市が定める計画

長野市総合計画 基本構想

即する

県が定める計画

都市計画区域マスタープラン

即する

長野市都市計画マスタープラン R9.4月改定

対象区域：市域全域

目標年次：令和18年

市の都市計画に関する基本的な方針

- ・都市づくりの理念・目標
- ・全体構想(将来都市構造、土地利用方針、分野別の整備方針など)
- ・地域別構想(地域ごとのまちづくり構想、実施する施策・事業)

長野市立地適正化計画 R9.4月改定

対象区域：長野都市計画区域

目標年次：令和13年

都市機能・居住の配置の適正化

- ・都市機能を誘導する区域の設定(都市機能誘導区域)
- ・居住を誘導する区域の設定(居住誘導区域)
- ・拠点へ誘導する都市施設の設定(誘導施設)
- ・防災まちづくりの推進(防災指針)
- ・都市機能・居住を誘導する施策の推進(誘導施策)

都市計画決定

土地利用

都市施設
市街地開発

規制・誘導

事業実施

連携・整合

関連する主な計画

- 長野市地域公共交通計画
- 長野農業振興地域整備計画
- 長野市中心市街地活性化基本計画
- 長野市国土強靱化地域計画 など

連携・整合

第1編 全体構想 本市全体の都市計画に関する方針

第1章 都市の特徴

1 都市の特徴

長野市の強み・ポテンシャル
人口減少と分布
移動手段の動向
被災の記憶と教訓 など

2 認識すべき課題

- ①長野市の多様な資源を活かした活力のあるまちづくり
- ②まちなかの魅力を活かした中心市街地の更なる活力向上
- ③人口減少・少子高齢化でも暮らし続けられる地域づくり
- ④労働力が減る時代における都市サービスの維持
- ⑤都市インフラが適切に更新できる持続可能な都市構造形成
- ⑥多様な交通手段を組み合わせた移動利便性の維持
- ⑦気候変動も想定した強靱な都市づくり
- ⑧脱炭素社会に対応した環境共生型の都市づくり

第2章 都市づくりの理念・目標

都市づくりの理念

自然と寄り添い、地域ごとの歴史や文化を守り育てながら、心豊かな暮らしのある長野市らしいまちの姿を未来へつなぐ

課題と目標の対応関係 ◎：極めて強く関係する ○：強く関係する

目標1

豊かな自然と歴史文化を大切にすまちづくり

目標2

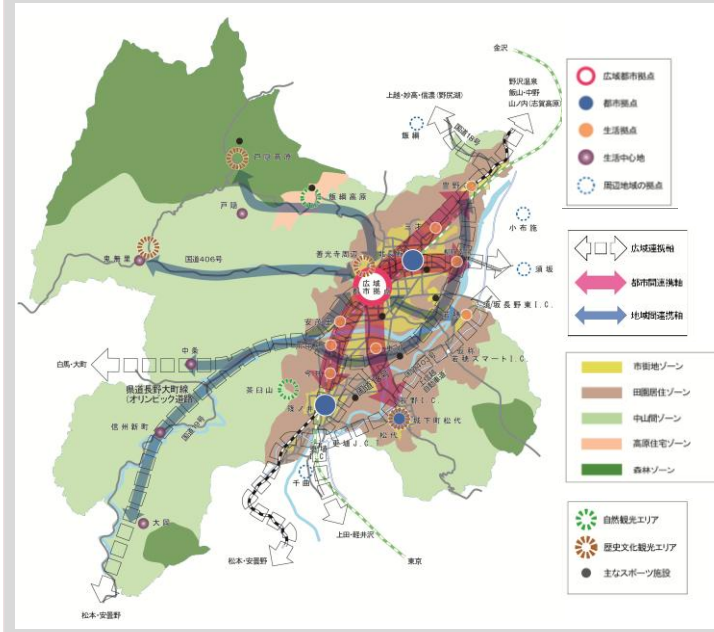
暮らしやすい生活基盤と経済活動を支えるまちづくり

目標3

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

◎		
◎	◎	
○	◎	○
	◎	
	◎	
	◎	
	○	◎
		◎

第3章 将来都市構造 「多拠点連携の集約型都市構造」



第4章 土地利用の方針

中心市街地から中山間地域まで地域区分ごとの土地利用方針

第5章 分野別の方針



自然環境保全とまちなかの緑の方針



景観づくりの方針



交通体系の方針



都市防災の方針



経済活動等に関する方針



脱炭素や省エネルギーの方針

第2編 地域別構想 全体構想を踏まえた10地域ごとのまちづくり構想

10地域の区分

長野駅・善光寺周辺地域 芹田・安茂里地域 東部地域 北部地域 浅川・若槻地域
千曲川沿川地域 川中島・更北地域 篠ノ井地域 松代・若穂地域 北・西部中山間地域

第3編 都市計画マスタープランの実現に向けて

- ・マスタープランに描いたまちを実現するために実施する施策・事業
- ・まちづくりを進める上での基本的な考え方
- ・計画の進行管理や見直しの視点

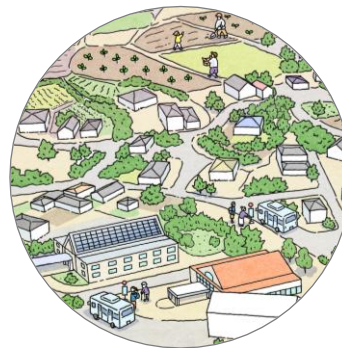
広域都市拠点（善光寺周辺）

- ・市民や観光客など多くの人が訪れ、ヒト・モノ・コトの交流が活発



生活中心地

- ・自然や農業と調和した豊かな暮らしがある
- ・公共交通により拠点とのアクセスを確保



広域都市拠点（長野駅周辺）

- ・長野駅は新幹線など広域交通の結節点
- ・商業・業務・居住など多様な都市機能が集積



生活拠点

- ・良好な住宅地をはじめ、商業・医療・子育てなどの環境が整っており、生活の利便性が良い



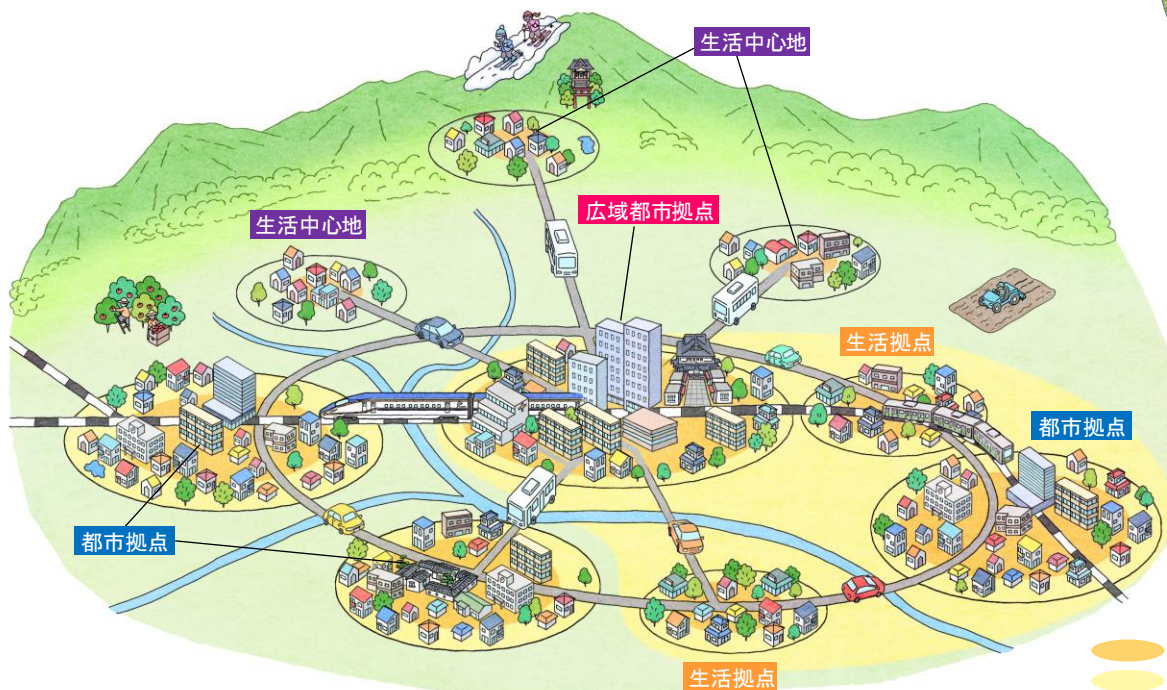
都市拠点（松代）

- ・広域交通網が整っており、歴史文化的な観光資源を活かしたまちづくりが活発



都市拠点（篠ノ井、北長野）

- ・鉄道やバスなど交通の結節点
- ・生活利便を向上させる多様な施設が立地



本市が目指す「多拠点連携の集約型都市構造」(イメージ図)

都市を構成する3つの要素

拠点

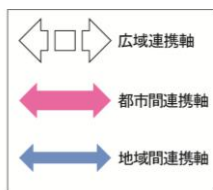
集約型都市構造の実現に向けて、多様な都市機能や居住が集積した、都市活動・生活の核となるエリア

軸

拠点や地域間の移動や連携を担う、公共交通や幹線道路を主としたネットワーク

ゾーン

土地利用の状況や地域特性に応じて、今後の土地利用の方針を定めたゾーニング



将来都市構造



○土地利用方針

中心市街地から中山間地域までの多様な地域区分に応じた土地利用を図ります。

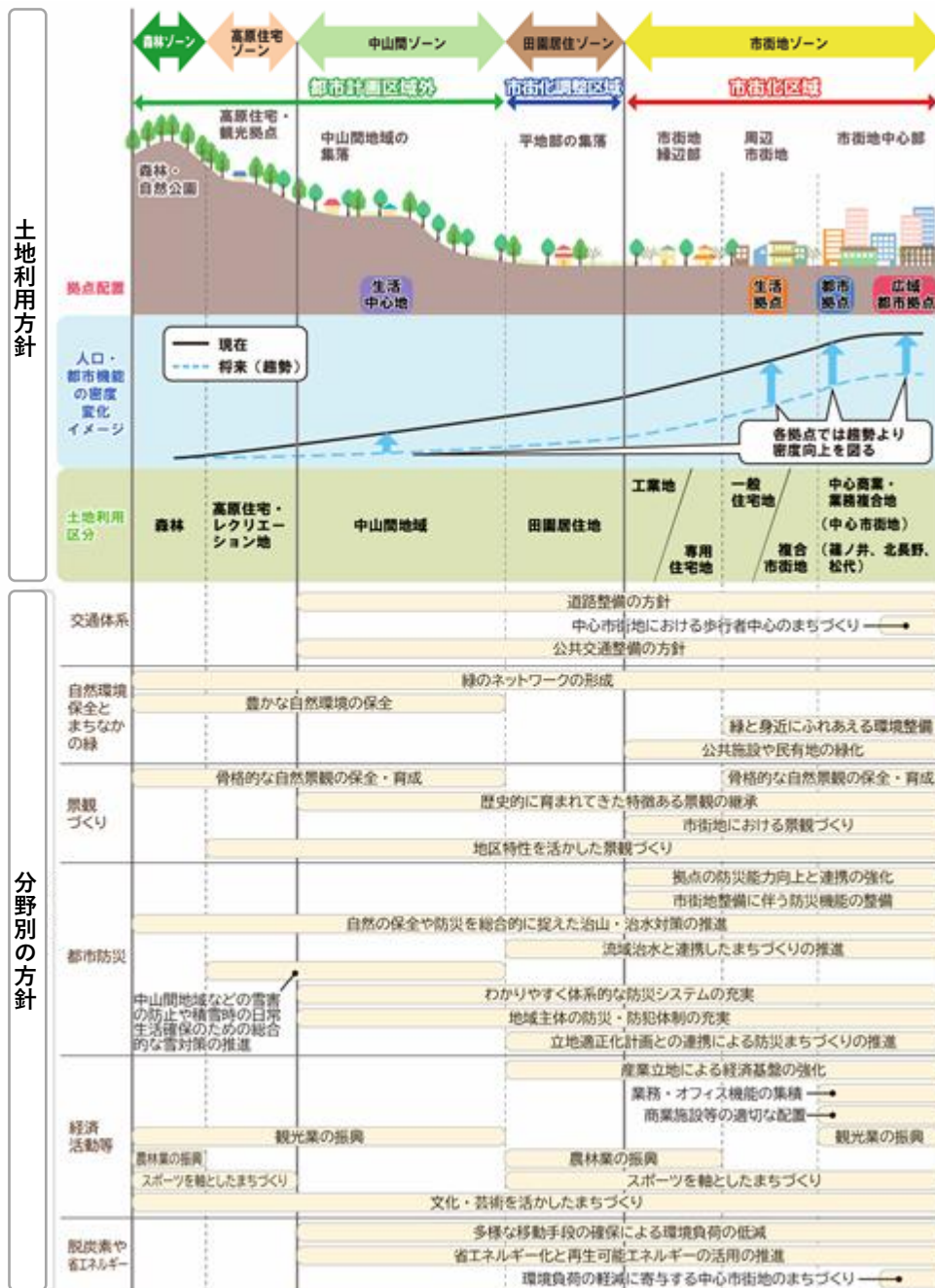
- ・ 中心市街地における「都市の顔」に相応しい都市機能集積の促進
- ・ 交通利便性の高い場所へ複合的な土地利用を誘導
- ・ 拠点形成に資する公共施設の最適な配置
- ・ 多様な居住ニーズに対応する住環境の形成
- ・ 無秩序な市街地の拡大防止
- ・ 災害リスクの高いエリアにおける市街化抑制

○分野別の方針

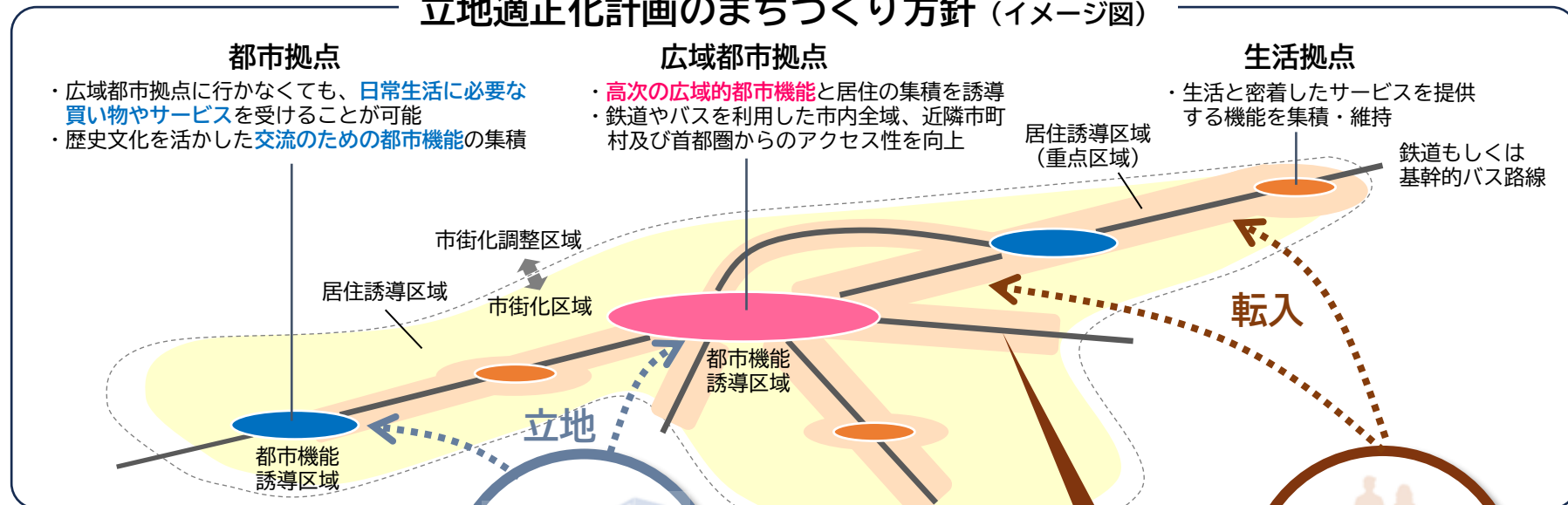
都市計画マスタープランに掲げた「都市づくりの理念」の実現に向けて、分野別に取り組む方向性を示します。

- ・ 交通体系
- ・ 自然環境保全とまちなかの緑
- ・ 景観づくり
- ・ 都市防災
- ・ 経済活動等
- ・ 脱炭素や省エネルギー

《 新たに設定



立地適正化計画のまちづくり方針（イメージ図）



都市機能誘導

改定のポイント！
誘導施設の大幅見直し

広域都市拠点及び都市拠点の形成に資する機能の誘導

▶ 誘導する主なエリア

- ・都市計画マスタープランに位置づけた広域都市拠点、都市拠点

集客施設、商業施設、オフィスなど

居住誘導

改定のポイント！
重点区域の新設

自動車を使わなくても生活できるエリアに積極的に居住を誘導

▶ 誘導する主なエリア

- ・利便性の良いエリア（広域都市拠点、都市拠点、生活拠点、基幹的な公共交通の徒歩圏など）
- ・災害リスクの低いエリア

積極的に居住を誘導する区域

誘導のための取組

誘導施設・都市機能誘導区域の設定（第4章3）

都市機能を誘導するための施策（第6章2、4）

公共交通の充実のための施策（第6章3）

防災指針（第5章）

居住誘導区域の設定（第4章4）

居住を誘導するための施策（第6章1、4）

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定める区域

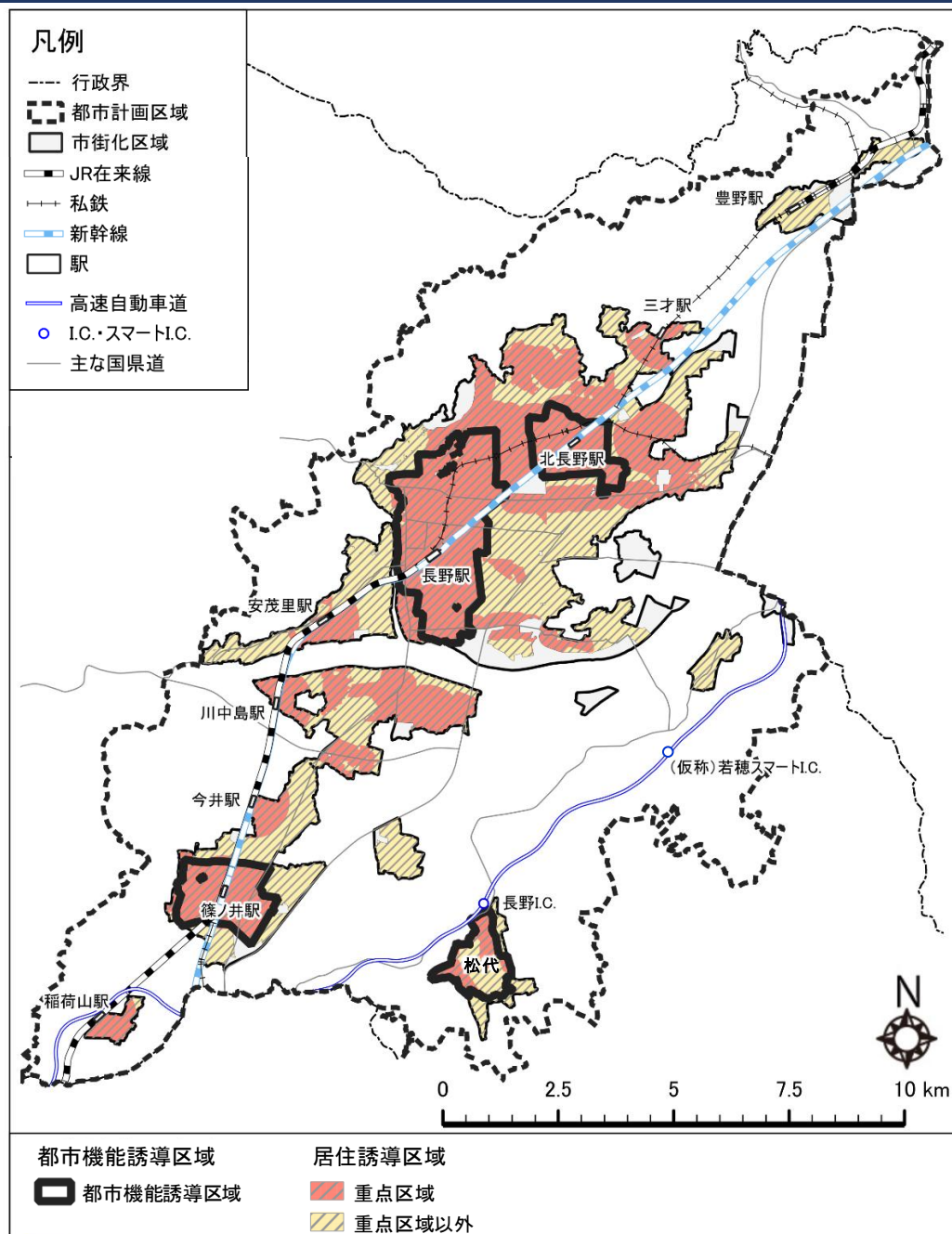
○居住誘導区域

・重点区域（本市独自の区域を新規設定）

将来にわたって特に人口を維持すべき重要な区域として、積極的に居住を誘導する区域

・重点区域以外

生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域



年度	R 6 年度	R 7 年度				R 8 年度				R 9 年度
都市計画課	計画の方向性の 検討・決定	計画改定作業								○改定
庁内・関係機関	庁内・関係機関との調整（改定予定の長野市総合計画や関連計画）									
都市計画審議会	●1/30 審議会へ諮問	●5/19		●11/21	●2/6	●5/26	●9/18		○審議会から 答申	
専門部会		●3/26 専門部会設置	●●●●●●●●			●●●●●●●●		○○ 最終確認		
市民・地域			●市民意識調査 （市民アンケート等）		地域別 懇談会		○パブリックコメント 10/13～11/12	地域別 意見収集		
庁議	●1/ 7 部長会議						●9/1 部長会議	○2/8 部長会議		
市議会	●1/14 政策説明会		●市議会	●●●●●●●●		●●●●●●●●	○10/5 政策説明会	○2/15 政策説明会		

現在

専門部会：計画の作成に向けて議論・助言をおこなう都市計画審議会の下部組織
学識経験者、民間団体代表者及び一般公募者から構成（10名）

パブリックコメントの実施概要

- ・ 募集期間 令和8年10月13日（火）から 11月12日（木）まで（31日間）
- ・ 周知方法 広報ながの10月号、市ホームページ
- ・ 閲覧場所 都市計画課、各支所、行政資料コーナー、市ホームページ
- ・ 提出方法 ながの電子申請サービス、Eメール、郵送、FAX、持参

今後のスケジュール

開催日	会議等	実施内容
令和8年10月5日	政策説明会	素案の内容及びパブリックコメントの実施について説明
令和8年10月6日	記者会見	素案の内容及びパブリックコメントの実施について説明
令和8年10月13日 ～11月12日	パブリックコメント	地域別（全32地区）意見収集を別途実施
令和9年2月8日	部長会議	パブリックコメントの結果報告、改定案の協議・決定
令和9年2月15日	政策説明会	パブリックコメントの結果報告、改定案の説明
令和9年2月17日	記者会見	パブリックコメントの結果報告、改定案の説明
令和9年3月	長野市都市計画審議会	改定案の答申
令和9年4月		改定